（２）出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図を作成し 管理するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。

また、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料（測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表）を作成するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、**特記仕様書**で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか**確認**することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

（新）

## ６．規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## ７．そ の 他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事（土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m³ 未満）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（小規模土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（浚渫工（港湾））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工（港湾））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（ブロック据付工（港湾））実施要領」及び「ＩＣＴ活



（２）出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図を作成し 管理するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。

また、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料（測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表）を作成するものとする。但し、測定数が 15 点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、**特記仕様書**で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか**確認**することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

（旧）

## ６．規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## ７．そ の 他

（１）工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

（２）ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ＩＣＴ活用工事（土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（土工 1000m³ 未満）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（小規模土工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（基礎工）実施要領」、「ＩＣＴ活用工事（擁壁工）実施要領」、「ＩＣＴ浚渫工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴ基礎工（港湾）実施要領」、「ＩＣＴブロック据付工（港湾）実施要領」及び「ＩＣＴ海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港

用工事（海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港湾））実施要領」の規定によるものとする。

（３）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

（新）



湾）」の規定によるものとする。

（３）施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

（旧）

| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測　定　項　目 | 規　格　値(mm) | 測　定　基　準 | 測　定　箇　所 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 2 無筋・鉄筋コンクリート | 7 鉄筋工 | 4 | | 鉄筋の組立て | 平均間隔ｄ | ±φ | $d = \frac{D}{n-1}$<br>D：ｎ本間の延長<br>ｎ：10本程度とする<br>φ：鉄筋径<br>工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編 5.2)による。<br><br>注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する<br>注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編4-4-12床版・横組工を適用する。<br>注3)新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。 | 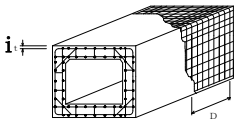 | |
| | | | | | | かぶり i | ±φかつ<br>最小かぶり以上 | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 4 | | 矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）<br>（鋼矢板）<br>（軽量鋼矢板）<br>（コンクリート矢板）<br>（広幅鋼矢板）<br>（可とう鋼矢板） | 基　準　高　▽ | ±50 | 基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。<br>変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。<br><br>「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 | 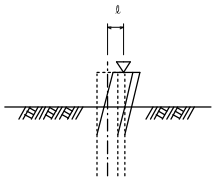 | |
| | | | | | | 根　入　長 | 設計値以上 | | | |
| | | | | | | 変　　位　ℓ | 100 | | | |
| | | | | | | | | | | |



出来形管理基準及び規格値　第３編　工事共通編

| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測　定　項　目 | 規　格　値(mm) | 測　定　基　準 | 測　定　箇　所 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 2 無筋・鉄筋コンクリート | 7 鉄筋工 | 4 | | 鉄筋の組立て | 平均間隔ｄ | ±φ | $d = \frac{D}{n-1}$<br>D：ｎ本間の延長<br>ｎ：10本程度とする<br>φ：鉄筋径<br>工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋･コンクリート部材編 5.2)による。<br><br>注1)重要構造物かつ主鉄筋について適用する<br>注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編4-4-12床版・横組工を適用する。<br>注3)新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。 | 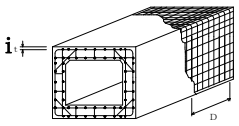 <br> 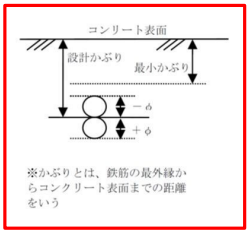 | |
| | | | | | | かぶり i | 設計かぶり±φかつ<br>最小かぶり以上 | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 4 | | 矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）<br>（鋼矢板）<br>（軽量鋼矢板）<br>（コンクリート矢板）<br>（広幅鋼矢板）<br>（可とう鋼矢板） | 基　準　高　▽ | ±50 | 基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。<br>変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。<br><br>「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 | 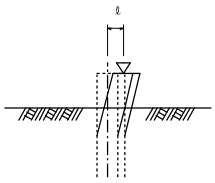 | |
| | | | | | | 根　入　長 | 設計値以上 | | | |
| | | | | | | 変　　位　ℓ | 100 | | | |
| | | | | | | | | | | |

# （旧）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測　定　項　目 | | 規　格　値(mm) | 測　定　基　準 | 測　定　箇　所 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 6 | | 縁石工<br>（縁石・アスカーブ） | 延　　長　L | | -200 | １ヶ所／１施工箇所<br>ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 7 | | 小型標識工 | 設 置 高 さ H | | 設計値以上 | １ヶ所／１基 | 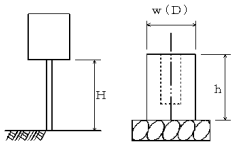 | |
| | | | | | | 基礎 | 幅　w　（D） | -30 | 基礎１基毎 | | |
| | | | | | | | 高さ　　h | -30 | | | |
| | | | | | | | 根入れ長 | 設計値以上 | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 8 | | 防止柵工<br>（立入防止柵）<br>（転落（横断）防止柵）<br>（車止めポスト） | 基礎 | 幅　　w | -30 | 単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 | 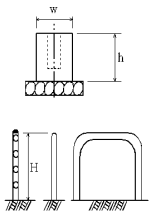 | |
| | | | | | | | 高　さ　h | -30 | | | |
| | | | | | | パイプ取付高 H | | +30<br>-20 | １ヶ所／１施工箇所 | | |
| | | | | | | パイプ取付延長 L | | 設計値以上 | １施工箇所毎 | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 9 | 1 | 路側防護柵工<br>（ガードレール） | 基礎 | 幅　　w | -30 | １ヶ所／施工延長40m<br>40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 | 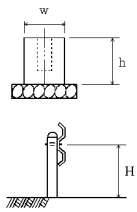 | |
| | | | | | | | 高　さ　h | -30 | | | |
| | | | | | | ビーム取付高 H | | +30<br>-20 | １ヶ所／１施工箇所 | | |
| | | | | | | ビーム取付延長 L | | 設計値以上 | １施工箇所毎 | | |

# （新）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測　定　項　目 | | 規　格　値(mm) | 測　定　基　準 | 測　定　箇　所 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 6 | | 縁石工<br>（縁石・アスカーブ） | 延　　長　L | | -200 | １ヶ所／１施工箇所<br>ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 7 | | 小型標識工 | 設 置 高 さ H | | 設計値以上 | １ヶ所／１基 | 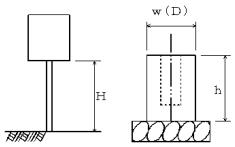 | |
| | | | | | | 基礎 | 幅　w　（D） | -30 | 基礎１基毎 | | |
| | | | | | | | 高さ　　h | -30 | | | |
| | | | | | | | 根入長 | 設計値以上 | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 8 | | 防止柵工<br>（立入防止柵）<br>（転落（横断）防止柵）<br>（車止めポスト） | 基礎 | 幅　　w | -30 | 単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 | 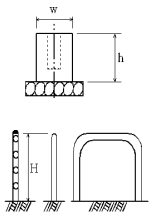 | |
| | | | | | | | 高　さ　h | -30 | | | |
| | | | | | | パイプ取付高 H | | +30<br>-20 | １ヶ所／１施工箇所 | | |
| | | | | | | パイプ取付延長 L | | 設計値以上 | １施工箇所毎 | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 3 共通的工種 | 9 | 1 | 路側防護柵工<br>（ガードレール） | 基礎 | 幅　　w | -30 | １ヶ所／施工延長40m<br>40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 | 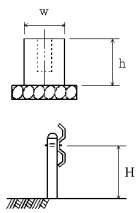 | |
| | | | | | | | 高　さ　h | -30 | | | |
| | | | | | | ビーム取付高 H | | +30<br>-20 | １ヶ所／１施工箇所 | | |
| | | | | | | ビーム取付延長 L | | 設計値以上 | １施工箇所毎 | | |

# （旧）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 5 | 5 | 土留・仮締切工<br>（中詰盛土） | 基準高 ▽ | | -50 | 施工延長50mにつき１ヶ所。<br>延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 9 | | 地中連続壁工（壁式） | 基準高 ▽ | | ±50 | 基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。<br>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 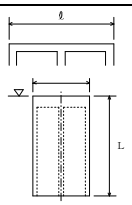 | |
| | | | | | | 連壁の長さ ℓ | | -50 | | | |
| | | | | | | 変　　位 | | 300 | | | |
| | | | | | | 壁体長 L | | -200 | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 10 | | 地中連続壁工（柱列式） | 基準高 ▽ | | ±50 | 基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。<br>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 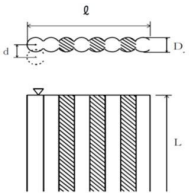 | D：杭径 |
| | | | | | | 連壁の長さ ℓ | | -50 | | | |
| | | | | | | 変　　位 | | D/4以内 | | | |
| | | | | | | 壁体長 L | | -200 | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 22 | | 法面吹付工 | 法長 ℓ | ℓ＜３ｍ | -50 | 施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 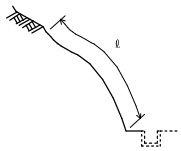 | |
| | | | | | | | ℓ≧３ｍ | -100 | | | |
| | | | | | | 厚さ t | ｔ＜５cm | -10 | 200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。 | | |
| | | | | | | | ｔ≧５cm | -20 | | | |
| | | | | | | | 但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上 | | | | |
| | | | | | | 延　　長 L | | -200 | １施工箇所毎 | | |

# （新）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 5 | 5 | 土留・仮締切工<br>（中詰盛土） | 基準高 ▽ | | -50 | 施工延長50mにつき１ヶ所。<br>延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 9 | | 地中連続壁工（壁式） | 基準高 ▽ | | ±50 | 基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。<br>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 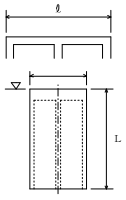 | |
| | | | | | | 連壁の長さ ℓ | | -50 | | | |
| | | | | | | 変　　位 | | 300 | | | |
| | | | | | | 壁体長 L | | -200 | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 10 | | 地中連続壁工（柱列式） | 基準高 ▽ | | ±50 | 基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（または50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。<br>変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 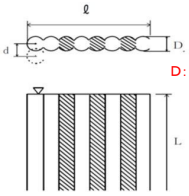 <br>D:杭径 | |
| | | | | | | 連壁の長さ ℓ | | -50 | | | |
| | | | | | | 変　　位 | | D/4以内 | | | |
| | | | | | | 壁体長 L | | -200 | | | |
| 3 工事共通編 | 3 一般施工 | 12 仮設工 | 22 | | 法面吹付工 | 法長 ℓ | ℓ＜３ｍ | -50 | 施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 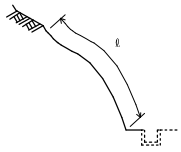 | |
| | | | | | | | ℓ≧３ｍ | -100 | | | |
| | | | | | | 厚さ t | ｔ＜５cm | -10 | 200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。 | | |
| | | | | | | | ｔ≧５cm | -20 | | | |
| | | | | | | | 但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上 | | | | |
| | | | | | | 延　　長 L | | -200 | １施工箇所毎 | | |


-36-

# （旧）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 1 | | プレキャストカルバート工<br>（プレキャストボックス工）<br>（プレキャストパイプ工） | 基準高 ▽ | | ±30 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。<br>※印は、現場打部分のある場合。 | 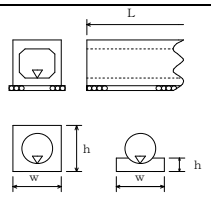 | |
| | | | | | | ※幅 w | | -50 | | | |
| | | | | | | ※高さ h | | -30 | | | |
| | | | | | | 延長 L | | -200 | １施工箇所毎 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 2 | | 落石防護柵工 | 高さ h | | ±30 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 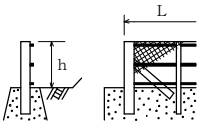 | |
| | | | | | | 延長 L | | -200 | １施工箇所毎 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 3 | | 検査路製作工 | 部材 | 部材長ℓ（m） | ±３……<br>ℓ≦10<br>±４……<br>ℓ＞10 | 図面の寸法表示箇所で測定。 | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 4 | | 鋼製伸縮継手製作工 | 部材 | 部材長w（m） | 0～＋30 | 製品全数を測定。 | 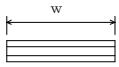 | |
| | | | | | | 仮組立時 | 組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$（mm） | ±４ | 両端部及び中央部付近を測定。 | 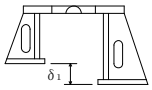 | |
| | | | | | | | フィンガーの食い違い $\delta_2$（mm） | ±２ | | （実測値）$\delta_2$ | |
| | | | | | | | | | | | |

# （新）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 1 | | プレキャストカルバート工<br>（プレキャストボックス工）<br>（プレキャストパイプ工） | 基準高 ▽ | | ±30 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。<br>※印は、現場打部分のある場合。 | 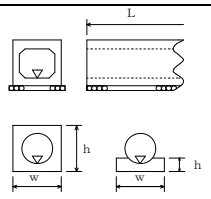 | |
| | | | | | | ※幅 w | | -50 | | | |
| | | | | | | ※高さ h | | -30 | | | |
| | | | | | | 延長 L | | -200 | １施工箇所毎 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 2 | | 落石防護柵工 | 高さ h | | ±30 | 施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 | 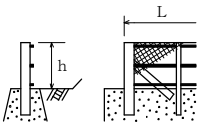 | |
| | | | | | | 延長 L | | -200 | １施工箇所毎 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 3 | | 検査路製作工 | 部材 | 部材長ℓ（m） | ±３……<br>ℓ≦10<br>±４……<br>ℓ＞10 | 図面の寸法表示箇所で測定。 | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 4 | | 鋼製伸縮継手製作工 | 部材 | 部材長w（m） | 0～＋30 | 製品全数を測定。 | 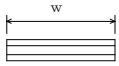 | |
| | | | | | | 仮組立時 | 組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$（mm） | 設計値<br>±４ | 両端部及び中央部付近を測定。 | 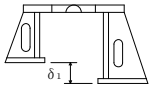 | |
| | | | | | | | フィンガーの食い違い $\delta_2$（mm） | ±２ | | （実測値）$\delta_2$ | |
| | | | | | | | | | | | |


-44-

# （旧）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 13 | 2 | 伸縮装置工<br>（鋼製フィンガージョイント） | 高さ | 据付け高さ | ±３ | 高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点。<br>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３mの直線定規で測って凹凸が３mm以下<br>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計３点。 | 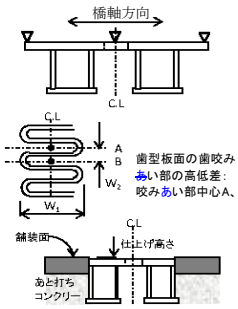 | |
| | | | | | | | 橋軸方向各点誤差<br>の相対差 | ３ | | | |
| | | | | | | 表面の凹凸 | | ３ | | | |
| | | | | | | 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 | | ２ | | | |
| | | | | | | 歯咬み合い部の縦方向間隔　$W_1$ | | ±２ | | | |
| | | | | | | 歯咬み合い部の横方向間隔　$W_2$ | | ±５ | | | |
| | | | | | | 仕上げ高さ | | 舗装面に対し０～－２ | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 13 | 3 | 伸縮装置工<br>（埋設型ジョイント） | 表面の凹凸 | | ３ | 高さについては車道端部及び中央部の３点<br>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３mの直線定規で測って凹凸が３mm以下 | 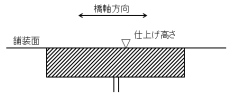 | |
| | | | | | | 仕上げ高さ | | 舗装面に対し０～＋３ | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 14 | | 地覆工 | 地覆の幅　$w_1$ | | －10～＋20 | １径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。 | 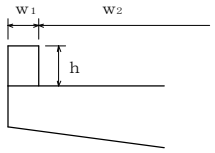 | |
| | | | | | | 地覆の高さ　h | | －10～＋20 | | | |
| | | | | | | 有効幅員　$w_2$ | | ０～＋30 | | | |

# （新）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工　　種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 13 | 2 | 伸縮装置工<br>（鋼製フィンガージョイント） | 高さ | 据付け高さ | ±３ | 高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点。<br>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３mの直線定規で測って凹凸が３mm以下<br>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計３点。 | 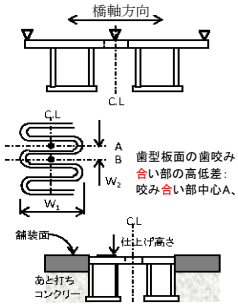 | |
| | | | | | | | 橋軸方向各点誤差<br>の相対差 | ３ | | | |
| | | | | | | 表面の凹凸 | | ３ | | | |
| | | | | | | 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 | | ２ | | | |
| | | | | | | 歯咬み合い部の縦方向間隔　$W_1$ | | ±２ | | | |
| | | | | | | 歯咬み合い部の横方向間隔　$W_2$ | | ±５ | | | |
| | | | | | | 仕上げ高さ | | 舗装面に対し０～－２ | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 13 | 3 | 伸縮装置工<br>（埋設型ジョイント） | 表面の凹凸 | | ３ | 高さについては車道端部及び中央部の３点<br>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に３mの直線定規で測って凹凸が３mm以下 | 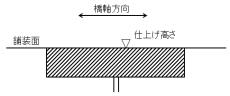 | |
| | | | | | | 仕上げ高さ | | 舗装面に対し０～＋３ | | | |
| 3 工事共通編 | 4 共通施工 | 4 道路関係 | 14 | | 地覆工 | 地覆の幅　$w_1$ | | －10～＋20 | １径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。 | 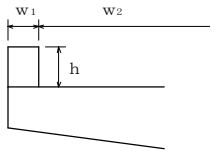 | |
| | | | | | | 地覆の高さ　h | | －10～＋20 | | | |
| | | | | | | 有効幅員　$w_2$ | | ０～＋30 | | | |


－49－

# （旧）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 道路編 | 4 鋼橋上部 | 3 工場製作工 | 9 | | 橋梁用高欄製作工 | 部材 | 部材長ℓ（m） | ±３……<br>ℓ≦10<br>±４……<br>ℓ＞10 | 図面の寸法表示箇所で測定。 | | |
| 7 道路編 | 5 コンクリート橋上部 | 5 プレビーム桁橋工 | 2 | | プレビーム桁製作工 | 幅 w | | ±５ | 桁全数について測定。<br>横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。<br>桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。<br>ℓ：スパン長 | 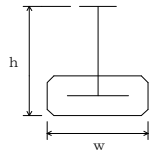 | |
| | | | | | | 高さ h | | +10<br>−5 | | | |
| | | | | | | 桁長ℓ<br>スパン長 | | ℓ＜15…±10<br>ℓ≧15…<br>±（ℓ−５）<br>かつ<br>−30以内 | | | |
| | | | | | | 横方向最大タワミ | | 0.８ℓ | | | |
| 7 道路編 | 6 トンネル（NATM） | 4 支保工 | 3 | | 吹付工 | 吹付け厚さ | | 設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１/３以上を確保するものとする。 | 施工延長40ｍ毎に図に示す。<br>(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。<br>注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。 | 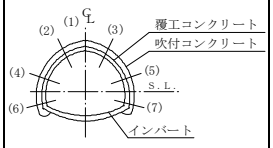 | |
| 7 道路編 | 6 トンネル（NATM） | 4 支保工 | 4 | | ロックボルト工 | 位置間隔 | | — | 施工延長40ｍ毎に断面全本数検測。 | | |
| | | | | | | 角度 | | — | | | |
| | | | | | | 削孔深さ | | — | | | |
| | | | | | | 孔径 | | — | | | |
| | | | | | | 突出量 | | プレート下面から10cm以内 | | | |



# （新）



| 編 | 章 | 節 | 条 | 枝番 | 工種 | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 道路編 | 4 鋼橋上部 | 3 工場製作工 | 9 | | 橋梁用高欄製作工 | 部材 | 部材長ℓ（m） | ±３……<br>ℓ≦10<br>±４……<br>ℓ＞10 | 図面の寸法表示箇所で測定。 | | |
| 7 道路編 | 5 コンクリート橋上部 | 5 プレビーム桁橋工 | 2 | | プレビーム桁製作工 | 幅 w | | ±５ | 桁全数について測定。<br>横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。<br>桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。<br>ℓ：スパン長 | 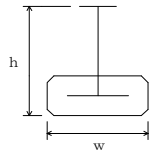 | |
| | | | | | | 高さ h | | +10<br>−5 | | | |
| | | | | | | 桁長ℓ<br>スパン長 | | ℓ＜15…±10<br>ℓ≧15…<br>±（ℓ−５）<br>かつ<br>−30以内 | | | |
| | | | | | | 横方向最大タワミ | | 0.８ℓ | | | |
| 7 道路編 | 6 トンネル（NATM） | 4 支保工 | 3 | | 吹付工 | 吹付け厚さ | | 設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１/３以上を確保するものとする。 | 施工延長40ｍ毎に図に示す。<br>(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。<br>注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）・同解説にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。 | 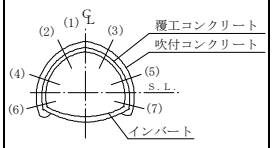 | |
| 7 道路編 | 6 トンネル（NATM） | 4 支保工 | 4 | | ロックボルト工 | 位置間隔 | | — | 施工延長40ｍ毎に断面全本数検測。 | | |
| | | | | | | 角度 | | — | | | |
| | | | | | | 削孔深さ | | — | | | |
| | | | | | | 孔径 | | — | | | |
| | | | | | | 突出量 | | プレート下面から10cm以内 | | | |

# （旧）



| 番号 | 測定項目 工種 | 測定項目 項目 | 規格値（mm） | 測定基準 | 測定箇所 | 管理方法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 捨石工（荒均し） | 基準（天端）高（岸壁前面） | （＋）0<br>（－）200 | 測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は３点以上<br>但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上、延長は法線上または監督員の指示による<br>（測定単位：10cm） | | 測定表及び出来形図を作成し提出<br>（様式―３） | |
| | | 〃（〃）〃（異形ブロック据付部） | （±）500 | | | | |
| | | 〃（〃）〃（その他） | （±）500 | | | | |
| | | 法面（異形ブロック）（法面に直角） | （±）500 | | | | |
| | | 法面（その他）（〃） | （±）500 | | | | |
| | | 天端巾 | （－）100 | | | | |
| | | 延長 | （－）100 | | | | |
| 11 | 被覆石工（均し） | 基準（天端）高（岸壁前面） | （＋）0<br>（－）200 | 測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は３点以上<br>但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上、延長は天端中心上または監督員の指示による<br>（測定単位：10cm） | | 〃 | |
| | | 〃（〃）〃（異形ブロック部） | （±）500 | | | | |
| | | 〃（〃）〃（その他） | （±）500 | | | | |
| | | 法面（直角方向）（異形ブロック部） | （±）500 | | | | |
| | | 〃（〃）〃（その他） | （±）500 | | | | |
| | | 天端巾 | （－）200 | | | | |
| | | 延長 | （－）200 | | | | |
| 12 | 裏込工 | 基準高 | （±）200 | 測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は３点以上、延長は天端中心上または監督員の指示による<br>（測定単位：10cm<br>但し、天端高は１cm） | | 〃 | 均しを行う場合 |
| | | 天端巾 | （－）100 | | | | |
| | | 延長 | （－）100 | | | | |
| | | 法面（直角方向） | （±）200 | | | | |

# （新）



| 番号 | 測定項目 工種 | 測定項目 項目 | 規格値（mm） | 測定基準 | 測定箇所 | 管理方法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 捨石工（荒均し） | 基準（天端）高（岸壁前面） | （＋）0<br>（－）200 | 測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は３点以上<br>但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上、延長は法線上または監督員の指示による<br>（測定単位：10cm） | | 測定表及び出来形図を作成し提出<br>（様式―３） | |
| | | 〃（〃）〃（異形ブロック据付部） | （±）300 | | | | |
| | | 〃（〃）〃（その他） | （±）500 | | | | |
| | | 法面（異形ブロック）（法面に直角） | （±）300 | | | | |
| | | 法面（その他）（〃） | （±）500 | | | | |
| | | 天端巾 | （－）100 | | | | |
| | | 延長 | （－）100 | | | | |
| 11 | 被覆石工（均し） | 基準（天端）高（岸壁前面） | （＋）0<br>（－）200 | 測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は３点以上<br>但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上、延長は天端中心上または監督員の指示による<br>（測定単位：10cm） | | 〃 | |
| | | 〃（〃）〃（異形ブロック部） | （±）300 | | | | |
| | | 〃（〃）〃（その他） | （±）500 | | | | |
| | | 法面（直角方向）（異形ブロック部） | （±）300 | | | | |
| | | 〃（〃）〃（その他） | （±）500 | | | | |
| | | 天端巾 | （－）200 | | | | |
| | | 延長 | （－）200 | | | | |
| 12 | 裏込工 | 基準高 | （±）200 | 測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は３点以上、延長は天端中心上または監督員の指示による<br>（測定単位：10cm<br>但し、天端高は１cm） | | 〃 | 均しを行う場合 |
| | | 天端巾 | （－）100 | | | | |
| | | 延長 | （－）100 | | | | |
| | | 法面（直角方向） | （±）200 | | | | |


－122－

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121<br>JIS A 5005 | 砕石　40%以下<br>砂利　35%以下<br>舗装コンクリートは35%以下<br>但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308 | 粗骨材<br>砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材　5.0%以下それ以外（砂利等）　1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中１回/週以上） | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121<br>JIS A 5005 | 砕石　40%以下<br>砂利　35%以下<br>舗装コンクリートは35%以下<br>但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308 | 粗骨材<br>砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材　5.0%以下それ以外（砂利等）　1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中１回/週以上） | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料 | その他（〃） | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○ |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122<br>JIS A 5005 | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下 | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br>砕砂、砕石：<br>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | ○ |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライアッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライアッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料 | その他（〃） | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○ |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122<br>JIS A 5005 | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下 | 砂、砂利：<br>工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br>砕砂、砕石：<br>工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | ○ |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライアッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |
| | | | セメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライアッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |
| | | | セメントの水和熱測定 | JIS R 5203 | JIS R 5210（ポルトランドセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |
| | | | セメントの蛍光X線分析方法 | JIS R 5204 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 製造（プラント） | その他（〃） | ミキサの練混ぜ性能試験 | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ |
| | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。<br>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。<br><br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 製造（プラント） | その他（〃） | ミキサの練混ぜ性能試験 | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・小規模工種で１工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は１工種１回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ |
| | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | 2回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | 1回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は１工種１回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>１工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。<br>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。<br><br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工後試験 | 必須 | テストハンマーによる強度推定調査 | JSCE-G 504-2013 | 設計基準強度 | 鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヶ所の調査を実施。<br>また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５ヶ所実施。<br>材齢28日～91日の間に試験を行う。 | 高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。<br>工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。 | |
| | | その他 | 配筋状態及びかぶり | 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による | 同左 | 同左 | 〈対象構造物〉<br>対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25㎡ 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）を対象とする。 | |
| | | | 強度測定 | 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による | 同左 | 同左 | 〈対象構造物〉<br>新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。<br>※この強度測定を行う場合は、「テストハンマーによる強度推定調査」による強度測定調査を省略できる。 | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工後試験 | 必須 | テストハンマーによる強度推定調査 | JSCE-G 504-2013 | 設計基準強度 | 鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヶ所の調査を実施する。<br>また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５ヶ所実施。<br>材齢28日～91日の間に試験を行う。 | 高さが、５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。<br>工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。 | |
| | | その他 | 配筋状態及びかぶり | 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による | 同左 | 同左 | 〈対象構造物〉<br>対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25㎡ 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）を対象とする。 | |
| | | | 強度測定 | 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による | 同左 | 同左 | 〈対象構造物〉<br>新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。<br>※この強度測定を行う場合は、「テストハンマーによる強度推定調査」による強度測定調査を省略できる。 | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 セメント安定処理路盤 | 施工 | その他 | セメント量試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>G024, G025<br>[4]-293, [4]-297 | ±1.2%以内 | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき（１～２回/日） | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | |
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110 | 表層・基層<br>表乾密度：2.45g/cm$^3$以上<br>吸水率　：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A008<br>[2]-51 | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーの粒度試験 | JIS A 5008 | 便覧　表3.3.17による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーの水分試験 | JIS A 5008 | 1%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10 セメント安定処理路盤 | 施工 | その他 | セメント量試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>G024, G025<br>[4]-293, [4]-297 | ±1.2%以内 | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき（１～２回/日） | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | |
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110 | 表層・基層<br>表乾密度：2.45g/cm$^3$以上<br>吸水率　：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A008<br>[2]-51 | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験 | JIS A 5008 | 便覧　表3.3.17による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験 | JIS A 5008 | １%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 アスファルト舗装 | 舗設現場 | 必須 | | | アスファルト安定処理路盤<br>基準密度の93%以上。<br>$X_{10}$　95%以上<br>$X_6$　95.5%以上<br>$X_3$　96.5%以上 | ・歩道舗装においては、片側延長200m毎に１個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。（１工事当たり３個以上） | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | |
| | | | 温度測定（初転圧前）<br><br>外観検査（混合物） | JIS Z 8711<br><br>目視 | 110℃以上 | 随時<br><br>随時 | ・測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）。<br>・同一配合の合材が100ｔ未満のものは、１日２回（午前・午後）。 | |
| | | その他 | すべり抵抗試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>Ｓ021<br>[1]-101 | 設計図書による | 舗設車線毎200m毎に１回 | | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11 アスファルト舗装 | 舗設現場 | 必須 | | | アスファルト安定処理路盤<br>基準密度の93%以上。<br>$X_{10}$　95%以上<br>$X_6$　95.5%以上<br>$X_3$　96.5%以上 | ・歩道舗装においては、片側延長200m毎に１個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。（１工事当たり３個以上） | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | |
| | | | 温度測定（初転圧前） | JIS Z 8711 | 110℃以上<br>※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定 | 随時 | ・測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）。<br>・同一配合の合材が100ｔ未満のものは、１日２回（午前・午後）。 | |
| | | | 外観検査（混合物） | 目視 | | 随時 | | |
| | | その他 | すべり抵抗試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>Ｓ021<br>[1]-101 | 設計図書による | 舗設車線毎200m毎に１回 | | |
| | | | | | | | | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 転圧コンクリート | 製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材　：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内）<br>混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上 | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | ○ |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合：<br>　コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>　コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>　圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>　コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下<br>　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・総使用量が50m$^3$未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ |
| | | | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・総使用量が50m$^3$未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 転圧コンクリート | 製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内<br>セメント：±1%以内<br>骨材　：±3%以内<br>混和材：±2%以内<br>（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内）<br>混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上 | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | ○ |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合：<br>　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>　圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>　コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下<br>　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・総使用量が50m$^3$未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ |
| | | | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・総使用量が50m$^3$未満の場合は１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 グースアスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧A008<br>[2]-51 | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーの粒度試験 | JIS A 5008 | 便覧3.3.17による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーの水分試験 | JIS A 5008 | １%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | その他 | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 グースアスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧A008<br>[2]-51 | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験 | JIS A 5008 | 便覧3.3.17による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験 | JIS A 5008 | １%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | その他 | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | | | | | | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 吹付工 | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308 | 粗骨材<br>砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材　5.0%以下<br>それ以外（砂利等）　1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中１回/週以上） | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 吹付工 | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308 | 粗骨材<br>砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材　5.0%以下<br>それ以外（砂利等）　1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中１回/週以上） | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 吹付工 | 製造（プラント）（〃） | その他 | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合<br>コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br><br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | ○ |
| | | | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | | | ○ |
| | 施工 | その他 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。<br>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 吹付工 | 製造（プラント）（〃） | その他 | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量<br>公称容量の場合<br>コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下<br>コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下<br>圧縮強度の偏差率：7.5%以下<br>コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br><br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | ○ |
| | | | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | | | ○ |
| | 施工 | その他 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で１工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。<br>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 吹付工 | 施工 | その他 | スランプ試験<br>（モルタル除く） | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 | |
| | | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107<br>JIS A 1108<br>土木学会規準JSCE F561-2013 | 3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 | 吹付１日につき１回行う。<br>なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として１回に３本とする。<br>σ28　３本は公的機関等で強度試験 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 | |
| | | その他 | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 吹付工 | 施工 | その他 | スランプ試験<br>（モルタル除く） | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに1回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 | |
| | | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107<br>JIS A 1108<br>土木学会規準JSCE-F561-2013 | ３本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 | 吹付１日につき１回行う。<br>なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として１回に３本とする。<br>σ28　３本は公的機関等で強度試験 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 | |
| | | その他 | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに１回の試験を行う。<br>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照 | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 現場吹付法枠工 | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308 | 粗骨材<br>砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材　5.0%以下<br>それ以外（砂利等）　1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中１回/週以上） | | ○ |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。 | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 現場吹付法枠工 | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308 | 粗骨材<br>砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材　5.0%以下<br>それ以外（砂利等）　1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中１回/週以上） | | ○ |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。 | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 現場吹付法枠工 | 製造（〃） | その他 | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |
| | | | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：５%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：１%以下<br>スランプ差：３cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | ○ |
| | 施工 | その他 | スランプ試験<br>（モルタル除く） | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |
| | | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107<br>土木学会規準JSCE F 561-2013 | 設計図書による | １回６本　吹付１日につき１回行う。 | ・参考値：18N/mm$^2$以上（材令28日） | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 現場吹付法枠工 | 製造（〃） | その他 | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：<br>JIS A 1119<br>JIS A 8603-1<br>JIS A 8603-2 | コンクリート内空気量の偏差率：10%以下<br>コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |
| | | | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：５%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：１%以下<br>スランプ差：３cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | ○ |
| | 施工 | その他 | スランプ試験<br>（モルタル除く） | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |
| | | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107<br>土木学会規準JSCE-F 561-2013 | 設計図書による | １回６本　吹付１日につき１回行う。 | ・参考値：18N/mm$^2$以上（材令28日） | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 現場吹付法枠工 | 施工 | 必須 | | | | なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ7…３本、σ28…３本、）とする。<br><br>σ28　３本は公的機関等で強度試験 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 | |
| | | その他 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。<br><br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 現場吹付法枠工 | 施工 | 必須 | | | | なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６本（σ7…３本、σ28…３本、）とする。<br><br>σ28　３本は公的機関等で強度試験 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 | |
| | | その他 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。<br><br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m$^3$未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。<br>1工種当たりの総使用量が50m$^3$以上の場合は、50m$^3$ごとに1回の試験を行う。<br>※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 道路土工 | 材料 | その他 | 土の圧密試験 | JIS A 1217 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | | | 土のせん断試験 | 地盤材料試験の方法と解説 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | | | 土の透水試験 | JIS A 1218 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定<br>※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≦53㎜：<br>砂置換法（JIS A 1214）<br>最大粒径＞53㎜：<br>舗装調査・試験法便覧[4]-256　突砂法 | 【砂質土】<br>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。<br>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）<br>【粘性土】<br>・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。<br>・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%<br>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。<br><br>その他、設計図書による。 | 路体の場合、1,000m$^3$につき１回の割合で行う。但し、3,000m$^3$未満の工事は、１工事当たり３回以上。<br>路床及び構造物取付け部の場合、500m$^3$につき1回の割合で行う。但し、1,500m$^3$未満の工事は１工事当たり３回以上。<br>１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。 | | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 道路土工 | 材料 | その他 | 土の圧密試験 | JIS A 1217 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | | | 土のせん断試験 | 地盤材料試験の方法と解説 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | | | 土の透水試験 | JIS A 1218 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定<br>※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≦53㎜：<br>砂置換法（JIS A 1214）<br>最大粒径＞53㎜：<br>舗装調査・試験法便覧[4]-256　突砂法 | 【砂質土】<br>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。<br>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）<br>【粘性土】<br>・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。<br>・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%<br>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。<br><br>その他、設計図書による。 | 路体の場合、1,000m$^3$につき１回の割合で行う。但し、3,000m$^3$未満の工事は、１工事当たり３回以上。<br>路床及び構造物取付け部の場合、500m$^3$につき1回の割合で行う。但し、1,500m$^3$未満の工事は１工事当たり３回以上。<br>１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。 | | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 道路土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定<br>※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」 | 【砂質土】<br>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。<br>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。<br>【粘性土】<br>・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、１管理単位の現場空気間隙率の平均値が８%以下。<br>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。<br>または、設計図書による。 | 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。<br>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m$^2$を標準とし、1日の施工面積が2,000m$^2$以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。<br>・500m$^2$未満:5点<br>・500m$^2$以上1000m$^2$未満:10点<br>・1000m$^2$以上2000m$^2$未満:15点 | ・最大粒径＜100mmの場合に適用する。<br>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。 | |
| | | | | または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | １．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。<br>２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。<br>３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧<br>G023<br>[4]-288 | | 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。 | ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A 1222 | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。 | | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 23 道路土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定<br>※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」 | 【砂質土】<br>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。<br>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。<br>【粘性土】<br>・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、１管理単位の現場空気間隙率の平均値が８%以下。<br>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。<br>または、設計図書による。 | 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。<br>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m$^2$を標準とし、1日の施工面積が2,000m$^2$以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。<br>・500m$^2$未満:5点<br>・500m$^2$以上1000m$^2$未満:10点<br>・1000m$^2$以上2000m$^2$未満:15点 | ・最大粒径＜100mmの場合に適用する。<br>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。 | |
| | | | | または、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | １．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。<br>２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。<br>３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧<br>G023<br>[4]-288 | | 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。 | ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A 1222 | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。 | | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 24　捨石工 | 材料 | その他 | 岩石の形状 | JIS A 5006 | うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。 | 5,000m³につき1回の割合で行う。<br>但し、5,000m³以下のものは１工事２回実施する。 | 500m³以下は監督員の**承諾**を得て省略できる。 | ○ |
| 25 覆工コンクリート（NATM） | 材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121<br>JIS A 5005 | 砕石　40%以下<br>砂利　35%以下 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 覆工コンクリート（NATM） | 材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1～5<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照） | 工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第5部：石炭ガス化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121<br>JIS A 5005 | 砕石　40%以下<br>砂利　35%以下 | 工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。<br>ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 覆工コンクリート(NATM) | 施工 | 必須 | スランプ試験 | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」 | 1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m$^3$の範囲にある場合はそのまま施工してよい。<br>2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m$^3$の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m$^3$以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。<br>なお、「15kg/m$^3$以内で安定するまで」とは、２回連続して15kg/m$^3$以内の値を観測することをいう。<br>3）配合設計±20kg/m$^3$の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m$^3$以内になるまで全運搬車の測定を行う。<br>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m$^3$/日以上の場合；<br>２回/日（午前１回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m$^3$～150m$^3$ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m$^3$、40mmの場合は165kg/m$^3$を基本とする。<br>「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月 国土交通省)による。 | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 覆工コンクリート(NATM) | 施工 | 必須 | スランプ試験 | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」 | 1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m$^3$の範囲にある場合はそのまま施工してよい。<br>2）測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m$^3$の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m$^3$以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。<br>なお、「15kg/m$^3$以内で安定するまで」とは、２回連続して15kg/m$^3$以内の値を観測することをいう。<br>3）配合設計±20kg/m$^3$の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m$^3$以内になるまで全運搬車の測定を行う。<br>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m$^3$/日以上の場合：<br>２回/日（午前１回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m$^3$～150m$^3$ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m$^3$、40mmの場合は165kg/m$^3$を基本とする。<br>「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月 国土交通省)による。 | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 覆工コンクリート(NATM) | 施工 | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | １回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | ・荷卸し時<br>１回/日以上、重要構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６個（σ7･･･３個、σ28･･･３個）とする。<br><br>σ28　３個は公的機関等で強度試験<br><br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 25 覆工コンクリート(NATM) | 施工 | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | １回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | ・荷卸し時<br>１回/日以上、重要構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>なお、供試体は打設場所で採取し、１回につき６個（σ7･･･３個、σ28･･･３個）とする。<br><br>σ28　３個は公的機関等で強度試験<br><br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 吹付けコンクリート（NATM） | 製造（プラント）（〃） | その他 | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | | ○ |
| | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | ２回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | １回/日以上。 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 | |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 吹付けコンクリート（NATM） | 製造（プラント）（〃） | その他 | | 連続ミキサの場合：<br>土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下<br>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下<br>圧縮強度差：7.5%以下<br>空気量差：1%以下<br>スランプ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中１回/年以上。 | | ○ |
| | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による | ２回/日以上 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 設計図書による | １回/日以上。 | レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 | 原則0.3kg/m$^3$以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の１/２以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 | |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 吹付けコンクリート(NATM) | 施工 | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108<br>土木学会規準JSCE F　561-1999-2013 | １回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６個（σ7…３個、σ28…３個、）とする。<br><br>σ28　３個は公的機関等で強度試験 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 | |
| | | | 吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度) | 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法<br>（JSCE-G561-2010） | １日強度で５N/mm$^2$以上 | トンネル施工長40mごとに１回 | | |
| | その他 | 必須 | スランプ試験 | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| 27 ロックボルト(NATM) | 材料 | その他 | 外観検査（ロックボルト） | ・目視<br>・寸法計測 | 設計図書による。 | 材質は製造会社の試験による。 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 吹付けコンクリート(NATM) | 施工 | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108<br>土木学会規準JSCE-F　561-1999-2013 | １回の試験結果(供試体３個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>３回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3=6供試体）なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。１回に６個（σ7…３個、σ28…３個、）とする。<br><br>σ28　３個は公的機関等で強度試験 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 | |
| | | | 吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度) | 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法<br>（JSCE-G561-2010） | １日強度で５N/mm$^2$以上 | トンネル施工長40mごとに１回 | | |
| | その他 | 必須 | スランプ試験 | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm<br>スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時<br>１回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m$^3$～150m$^3$ごとに１回※、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。<br>※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表１－２施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| 27 ロックボルト(NATM) | 材料 | その他 | 外観検査（ロックボルト） | ・目視<br>・寸法計測 | 設計図書による。 | 材質は製造会社の試験による。 | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 路上表層再生工 | 施工 | 必須 | かきほぐし深さ | 舗装再生便覧　付録-8 | -0.7cm以内 | 1,000m²毎 | | |
| | | その他 | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧<br>A003<br>[2]-16 | 2.36mmふるい：±12%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| | | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧<br>A003<br>[2]-16 | 75μmふるい：±5%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>G028<br>[4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| 30 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）<br>表乾比重：2.45以上<br>吸水率　：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A008<br>[2]-51 | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーの粒度試験 | JIS A 5008 | 「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 29 路上表層再生工 | 施工 | 必須 | かきほぐし深さ | 舗装再生便覧　付録-8 | -0.7cm以内 | 1,000m²毎 | | |
| | | その他 | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧<br>A003<br>[2]-16 | 2.36mmふるい：±12%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| | | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧<br>A003<br>[2]-16 | 75μmふるい：±5%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>G028<br>[4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | |
| 30 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）<br>表乾比重：2.45以上<br>吸水率　：3.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A008<br>[2]-51 | 細長、あるいは偏平な石片：10%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験 | JIS A 5008 | 「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |

# （旧）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | フィラーの水分試験 | JIS A 5008 | １%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | ○ |
| | | その他 | フィラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | ４以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A016<br>[2]-83 | 50%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A018<br>[2]-94 | 水浸膨張比：2.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 40(1/10mm) 以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |



# （新）

品質管理基準及び規格値

| 工　種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験時期・頻度 | 摘　　要 | 試験成績表等による確認 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 30 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験 | JIS A 5008 | １%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 | ○ |
| | | その他 | フィラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | ４以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | フィラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A016<br>[2]-83 | 50%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧<br>A018<br>[2]-94 | 水浸膨張比：2.0%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 40(1/10mm) 以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模工事：施工前 | | ○ |